

国民健康保険県単位化の下での 国保運営のありかたに関する意見書

国民健康保険制度は、日本の「国民皆保険」をささえ、自営業や無職、低所得などの方たちが必要な医療を安心して受けられるようにする大切な社会保障制度です。しかし、この間の社会保障制度改悪の中、国保保険料負担の増大と制度改悪が進んでいます。協会健保なみに保険料を下げようとすれば「1兆円必要」(全国知事会代表発言・2014年)とされていたにもかかわらず、国はわずか3400億の投入で2018年度から国保の都道府県単位化を推進しました。

奈良県は「県内どこに住んでいても所得と世帯構成が同じなら同じ保険料水準」を目指し、6年間の激変緩和を経て2024年には「統一保険料水準」を達成するとしています。保険料の統一化を図るため県はこれまで市町村が国保料の上昇を抑制するため行ってきた「一般会計からの法定外繰入れ」をやめるよう指示しており、その影響などで2024年には20自治体で一人当たり平均保険料が10%以上の上昇、9自治体で20%以上の上昇となります(県最終試算)。県内の国保料滞納世帯は21,088世帯(10.19%)、短期証交付世帯は12,960世帯、資格証交付世帯は354世帯(2016年6月時点)、滞納者への差押えは1687世帯、4億2158万円(2014年度)にものぼっていて、統一国保料への強引な誘導及び「法定外繰入れ禁止」指示はますます払えない保険料と滞納者の増加、経済的事由による未受診者の増加に直結します。奈良県が「国保財政の責任主体」であるならば、国保料を下げるための実効ある対策を今すぐ講じる必要があります。また、高すぎる保険料の根本問題である低い国庫負担率の改善を国に強く要請すべきです。

記

1. 高すぎる国保保険料を改善するため、国保財政への国庫負担の大幅増額を要請すること。
2. 急激な保険料上昇を招く「奈良県統一保険料水準」の導入は見直すこと。
3. 保険料上昇を抑制するために市町村が独自に行う施策、及び市町村が決定する保険(税)料率を尊重すること。
4. 保険料上昇の著しい市町村に対する県の支援を具体化すること。
5. 急激な所得減少や恒常的生活困難を抱える国保被保険者向けの一部負担金申請減免制度、及び保険料申請減免制度を奈良県国保運営方針に明記し、周知すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年 9月20日

大和高田市議会